

川崎市幼稚園子どものための教育・保育給付費等支給要綱

27川市子推第540号

平成27年4月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する確認を受けるものに対し、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）及び支援法第34条第2項の規定により定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費並びに当該基準を超えて利用する子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象子ども)

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、川崎市（以下「市」という。）の教育・保育給付認定を受け、市内及び市外の幼稚園を利用する子どもとする。

(支給額及び算出方法等)

第3条 支給する額及びその算出方法等は、市内の幼稚園及び幼稚園を利用する子どもにあっては、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）第1条第12号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）から市の定める利用者負担額を控除した金額及び別表に定める市加算運営費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市外の幼稚園を利用する子どもにあっては、国基準に定める公定価格のほか、当該幼稚園が所在する地方公共団体の定めるところによるものとする。
- 3 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算及び定員を恒常的に超過する場合における利用する子どもの年齢区分の適用にあたっては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。
- 4 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、副食費徴収免除加算、年齢別配置基準を下回る場合、定員を恒常的に超過する場合及び冷暖房費加算の算出にあたっては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む）による日割り計算を国基準により行うものとし、外部監査費加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、療育支援加算、事務職員配置加算、指導充実加

配加算、事務負担対応加配加算、処遇改善等加算Ⅱ、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める加算の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

- 5 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰ、副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、年齢別配置基準を下回る場合、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、療育支援加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、処遇改善等加算Ⅱ、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める特別支援教育事業、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費に掲げる費用等の適用に当たっては、加算の認定申請又は協議及び認定を要するものとする。
- 6 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰに掲げる費用等のうち賃金改善に要する分、外部監査費加算、処遇改善等加算Ⅱ、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算並びに別表に定める保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費、実費徴収に係る補足給付事業費に掲げる費用等の適用を受けたときは、その執行に係る実績について報告等を要するものとする。

(支給時期)

第4条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払(月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする)によるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年度における支給額及び算出方法等の特例)
- 2 平成27年度における、この要綱により支給する額及びその算出方法は、市内の幼稚園にあって、その幼稚園を利用する子ども(支給対象子どもに限る。)について、別表1-1から別表1-11により算出した額、及び市外の幼稚園にあって、その幼稚園を利用する子ども(支給対象子どもに限る。)について国基準により算出した額については、当該

額に100分の1.49を乗じて得た額とする。

- 3 前項により算出される額については、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成27年度の給付費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成28年度の給付費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年10月1日前における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第3条第4項に定める副食費徴収免除加算については、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

項目	内容	加算額
①一般生活費	私立幼稚園の園児の教育の質向上のために、教材教具購入等の一部として、公定価格の基本分に含まれる庁費に加算するもの。	子ども1人当り 月額500円
②園児健康安全事業	私立幼稚園の園児の健康管理のため、尿検査にかかる、必要な経費の一部を補助するもの。	子ども1人当り 月額135円
③特別支援教育事業	幼稚園に障害のある幼児を積極的に受け入れ、統合保育に係る調査・研究及び教育実践を促進するため、必要な経費の一部を補助するもの。	子ども1人当り 国県補助対象者 年額170,000円 国県補助対象外者 年額240,000円
④事務職員雇上費	施設型給付への移行に伴う、運営費の請求等事務負担の増加に対応するため、定員規模に応じた加算額を設定し、加算するもの。	定員区分 加算額(月額) 60人以下 57,600円 61人以上120人以下 69,120円 121人以上180人以下 80,640円 181人以上240人以下 92,160円 241人以上300人以下 103,680円 301人以上 115,200円
⑤ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費	収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置として、公定価格上の配置基準に基づき算定した保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善に要する費用を加算するもの。	■単価 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について(令和3年12月23日付け府子本第1203号)」における賃金改善部分について、「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について(令和4年1月14日付け府子本第18号)」に基づき、次により算出された額 補助基準額×令和3年度年齢別平均利用児童数(見込) ■支給月数 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費の実施月数
⑥実費徴収に係る補足給付事業費	日用品、文房具等の購入に要する費用等に係る実費徴収額について、低所得世帯を対象に実費の一部を補助するもの。	■対象者 保育料金額表階層区分Aに該当する者 ■基準額 給食費(食材料費) 4,500円 教材費・行事費等 2,500円 上記金額と、実費徴収額とを比較して低い方の額とする。